

2014.11.12-13

[2014 TAX WEEK「税を考える週間」協賛]

子ども達の夢を育む 芝法人会の新しいチャレンジ ～『税と社会の仕組みを知る』特別交流事業～

目的

1. 税の大切さと社会の仕組みを正しく理解する
2. 東京諸島と港区の小学生同士の交流機会を創出する

去る11月12日、13日の2日間、当会は（公社）麻布法人会と共催で税を考える週間協賛『税と社会の仕組みを知る』特別交流事業を行いました。

本事業は、当会が税に関する団体として、そして公益社団法人として公益のためにできることを模索する中で、「税の大切さと社会の仕組みを知ってもらうこと」「東京諸島と港区の小学生同士の交流機会を創出すること」を目的とし1年前より企画。港区と各島の教育委員会、小学校、税務署や諸団体などの協力のもと、実施するに至りました。

当会管内は、日本有数のビジネス街と東京唯一の諸島という特

異な環境で構成されています。そこには多くの子ども達が住んでいますが、東京諸島の子ども達においては、生徒数が少ないため、大勢で学び、遊ぶ機会が少ない環境にあります。本事業を通じ、税知識を深めることはもちろんのこと、管内の異なる環境の子ども達が交流することで、お互いにとって良い刺激となることを願い、「租税教室」「職業体験」「小学生同士交流」という3つの柱で構築しました。

また、当会は公益社団法人として本事業が子ども達が将来に向かって夢を育むことの一助となるよう、継続的に開催していこうと考えています。

公益事業委員会 委員長 呉 東富より

11月12日の芝税務署訪問での移動租税教室を皮切りに、全国でも最新設備を誇る港区立芝浦小学校での交流、豊洲にあるキッザニア東京での体験、そして、翌13日は早朝から本村小学校親善訪問を終え、慌しく高速ジェット船等で帰宅した島嶼児童達は超売れっ子アイドル並みのスケジュールを無事こなしました。設置、運営側の私達はフリー言っていました。小学生達の意欲は無限です。日本の将来に、大いなる期待を持たれたのが嬉しい限りです。

キッザニアは、世界各国で展開している子供向けの職業体験型テーマパークで、わが国では8年前から開始し、現在は甲子園と計2か所あります。大人だけの入場は不可、お子さん（お孫さん？）の付添で是非どうぞ。感動です。今回の海を越え、芝地区、麻布地区の垣根を超えた事業に私も感動しています。感謝。



act. 01
東京諸島と芝浦小の小学生合同
租税教室 in 芝税務署

2014.11.12 09:00- / 参加人数113名

一億円のモックに興味津々

イータクと仲良く握手

税の理解を深めました

芳賀清喜税務署長より

芝 法人会の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

芝法人会では、平成18年度から青年部会が講師を務める「芝税務署職場見学・移動租税教室」を開催されており、本年で9年目になります。これまで芝税務署管内の多数の小学生が参加され、貴会の租税教育の一つの形態が確立されてきたものと思います。

本年は、租税教室だけに止まらず、港区内と島嶼地区との小学生が一緒に租税教室に参加するとともに、港区内の小学校見学、職業・社会体験も採り入れた「特別交流事業」を実施しております。この企画は大変有意義であると思っております。また、特に島嶼地区の教育関係者からも、好評で今後も継続して欲しいとの声を聞いております。

芝法人会の皆様とは今後とも、我が国の将来を担う子供たちが税を身近に感じ、税への興味を深めて正しく理解できるよう、租税教育について連絡・協調を図ってまいりたいと存じます。



芝税務署で実施された移動租税教室では、税についての分かりやすい授業に、子ども達は真剣に耳を傾けていました。

毎年、芝税務署の協力のもと、「税を考える週間」に実施される移動租税教室。今年度は東京諸島から参加した子ども達も含め、いつにも増して大人数での開催となりました。

芝税務署長の挨拶にはじまり、当会青年部会が講師を務めた租税教室は、租税の意義、役割、そして仕組みについての正しい知識を養うべく開かれ、参加した子ども達からは「税の大切さ

を知った」「税金についての理解が深まった」などの感想が寄せられています。

子ども達は小学校の建築費用や原寸大の1億円のモックに驚いたり、何よりも普段は入ることのない税務署への訪問に、始終興奮気味のようでした。その様子を目に、当会としても租税教育の意義を改めて考え、これからもより一層の税知識の普及に務めたいと思います。

芝浦小学校を見学しました!!



芝税務署での移動租税教室を終えた後、東京諸島から今回の事業に参加した子ども達は、父兄の皆さんとともに芝浦小学校の見学へと移動しました。

全国的に少子化による小学校の統廃合が増える中で、児童数の増加にともない2010年に新校舎へと生まれ変わったばかりの芝浦小学校への見学は、子ども達にとって驚きの連続だったようです。中でも水深を調節できる室内プール、また広々とした人工芝のグラウンドでは、子ども達から驚きの声があがりました。

校内での引率を引き受けてくださった三上晶子副校長、また多くの学校関係者の皆様の協力のもと成功したこの見学会は、東京諸島の子ども達にとって、刺激に溢れるとても有意義なものであったようです。



キッザニア東京での職業・社会体験には、伊豆諸島と港区全域の小学生約200人が参加しました。
生徒たちは体験を通じて、働くことの意義や将来就きたい職業について、楽しみながら考えたようです。



東京諸島と本村小学校の子ども達の交流授業では、タグラグビーで体を動かし、汗を流しながら親交を深めました。子ども達は、思い出とともに、たくさんの友達ができたといいました。



「仕入額・販売額・消費税額」の消費税計算をワークショップとして実施。

キ ャッザニア東京とは、リアルに再現された街の中で、子ども達が職業体験を通して、楽しみながら社会の仕組みを学べる施設です。そのキッザニア東京で「税を考える週間」中、東京法学会連合会が税務署パビリオンを開設。税務職員、また税務広報官のアクティビティを提供し、税の啓蒙に寄与しました。

税務職員アクティビティでは、子ども達が施設内の店舗を訪問し、税務調査を行い、税務広報官アクティビティでは、街頭にて税の役割・使い道についての広報演説を行って税の大切さを説きました。それらの仕事を通して、税について理解が深まったと子ども達は話しています。

そのほか、日本を代表する企業パビリオンでの職業体験は、この国の未来を担う子ども達にとって有意義な経験となったようです。



タグラグビーを通して
たくさんの友達ができました！

本 村小学校では、日原茂貴副校長に案内していただき校内見学した後、日本ラグビーフットボール協会の講師を迎え、タグラグビーを通して交流しました。タグラグビーとはタックルのかわりに腰につけたタグを取る、激しい接触のないラグビー。運動する子としない子の「二極化」が進む現代で、運動が苦手でも容易に参加できるカリキュラムとして注目を集めています。子ども達が混合となってゲームを進めることで、早々に仲良くなっていく姿が見受けられ、特に東京諸島の子も大勢で遊ぶ機会が少ないため、ここぞとばかりに思いっきり楽しんでいました。

普段は当たり前と思われることでも、環境や場所が変わると特別なことになります。当会は今後公益事業を進めていく上で、そのことを肝に命じながら取り組み、来年度に向けて備えたいと考えます。

キッザニア東京より

子 ども達が楽しみながら将来の自分の職業や社会の中での役割について考える場を提供することを目的とした職業・社会体験型施設。キッザニアのコンセプトは、「エデュケーション（学び）」と「エンターテインメント（楽しさ）」を合わせた「エデュテインメント」で、実在する企業が展覧するパビリオンで、子ども達が様々な職業を疑似体験することを通じて、実社会で生きる力や自立心を育むことができます。

キッザニア東京では、2012年より期間限定で税務職員アクティビティを展開しており、子ども達が社会の仕組みとしての税を知り、健康で文化的な生活を送る上で欠かすことができないものであることを伝えています。



税務広報活動も大切な仕事



税金について学びます



各店舗を税務調査中



取材メディアが殺到



街にはTAX WEEKの看板



当会青年部会・女性部会も活躍

(公財)日本ラグビーフットボール協会 熊木陽一郎さんより

タ グラグビーは子ども達が大好きな鬼ごっこと深く関連するボールゲームという点で、小学生にとって、とても取り組みやすいボールゲームです。

特徴としては、他のボールゲームに比べ、個人差や男女差が顕在化しにくい、豊富な運動量もたらされます。そして、なによりチームプレーですので、仲間意識が芽生え、今回のような他校同士の交流などには、非常に適したスポーツです。東京諸島と本村小学校の人数に差があるため、一抹の不安はありましたが、その心配をよそに子ども達はすぐに打ち解け、ゲームを全身で楽しんでいました。

指導者としても、大変良い経験をさせていただきました。私たち日本ラグビーフットボール協会も、子ども達にとってより良いカリキュラムになるよう努めてまいります。今後とも、ラグビーを通じたスポーツ振興にお力添えをお願いいたします。



精円のボールを手に元気に走る



あっ!! という間に仲良くなり



当会メンバーと一緒に参加



素敵な楽器演奏で歓迎



本村小の教室を見学



港区のランドマークを背に



特別交流事業の これまでとこれから

本事業を立案し牽引してきた金井公益事業委員会副委員長に聞く

●チャレンジのきっかけ

私はこれまでの数年間、東京諸島の小学校に「租税教室」担当講師として訪問し、島の方々と、島の現状や小学生児童の教育についてお話をうかがう機会を何度かいただきました。その中で特に感じたことは、島の小学生児童にとって、島外へ行き、様々な職場や職業を見学したり体験したりすることの大切さです。小学生のときから、将来、世の中でのような役割を担いたいのか、周囲のためにどのような存在になりたいのか等、「教科書には無い部分」を学ぶことはとても重要なことです。そのためには、私が島に租税教室で教えるだけでなく、「税と社会の仕組みを知る」ための一助となるプログラムを企画



八丈島にて佐藤教育長と

●「法人会」として

私も法人会組織は「税務署」の関係民間団体であり、当然「税」をテーマとした公益事業を中心に実施しています。単に職業体験の機会として「キッザニア東京」へ小学生児童を招待したのでは、公益事業として認定されません。そこで、①「芝税務署見学と署内での租税教室」、②「港区立小学校の児童と島の小学生児童の交流授業」、③「税を考える週間限定…税務署パビリオンを軸にした、キッザニア東京での職業体験」の三つを柱とした「特別交流事業」として企画しました。そのため



御蔵島小中学校の澤田校長と

画すること、島の小学生児童に「港区」へ来てもらうことができないものかと考えていました。

●感動、感謝、そして決意

この「特別交流事業」を終えて間もなく、参加された小学生児童の皆さんや、島から同行された小学生児童の父兄の皆さん、小学校の先生方から、温かい気持ちのこもったお便りをいただきました。「租税教室」のときの真剣な表情、興味津々だった「キッザニア東京」、そして「港区立本村小学校」でのタグラグビー中の元氣いっぱいの笑顔を思い返しました。感動が溢れ返りました。初めての試みということもあり、至らぬ部分も多々あったとは思いますが、複数の小学校から「来年は学校カリキュラムに組み込めないか検討したい」との有り難い



芝青色申告会の堀中事務局長にもご協力いただきました。

●継続の重要性

法人会組織の一員であり、公益社団法人である当会が「できること」には限りがあります。その中で、この「特別交流事業」を継続していくためには、当会の事業目的に合致する公益性の高い内容を維持すると同時に、あらゆる面での公平さをバランスよく保つ必要があります。港区立の全小学校と、東京諸島の全小学校への、できるかぎり公平な受益機会の設定が重要であり、法人会同士は当然のこと、



大島町立つばき小学校での租税教室の際は立木校長にアドバイスをいただきました。

関係民間団体が連携・協調することで、港区教育委員会をはじめとされる関連行政機関から後援名義が許可されるような信頼性と継続性を認められることが大切です。また、この「特別交流事業」は多数の皆様からお寄せいただいた「特定寄附金」によって運営されており、金やすなわち社会貢献活動へと繋がっていることをしっかり報告し、今後もより一層ご賛同いただけるよう努めることはもちろんのこと、「法人会」ですから、港区の企業連合体としての連携の中で、「特別交流事業」の充実化を会員企業の皆様と一緒にできることを、望み、願っています。

2014TAX WEEK「税を考える週間」協賛 「税と社会の仕組みを知る」特別交流事業

〈共催〉(公社)芝法人会／(公社)麻布法人会
〈協賛〉東海汽船(株)／小笠原海運(株)
〈後援〉芝税務署／麻布税務署／港区教育委員会／(一社)東京諸島観光連盟／(一社)芝青色申告会／(一社)麻布青色申告会

Voice of students /

体験した東京諸島の子どもの声

2日間にわたり本事業の全行程を体験した東京諸島の子供達に率直な感想を聞きました。
子供達の声を来年度に繋げ、より良い事業へと発展させていきます。

voice
01



八丈町立三根小学校
6年 鈴木孟さん

今回の体験のなかで一番印象に残っているのは、キッザニア東京で遊んだことです。

キッザニア東京の街に入ると、僕と同じぐらいの年の子ども達がたくさんいてびっくりしました！僕の住んでいる八丈島では、こんなに大勢の人が集まる機会がなかなかないからです。

僕は税務職員のお仕事を体験してきました。その日の午前中に芝税務署で学んだ「なぜ税を納めないといけないのか」「なぜ税が大切なのか」ということを、実体感することができました。

2日間、とても楽しかったけれど、新しいお友達ができたのが、何よりも嬉しいです!!

voice
02



御蔵島村立御蔵島小学校
5年 栗本小潮さん

普段、御蔵島での生活では経験できないことばかりで、新鮮な2日間でした!

本村小学校でのタグラグビーでは、他の島のお友達や本村小学校のお友達など大人数で遊ぶことができました。御蔵島小は生徒数が少ないので、大勢で遊ぶことができません。みんなで遊べて、本当に楽しかったです。それに、新しい友達が9人もできました。また、参加することができたら、もっといっぱいのお友達を作りたいです。

キッザニア東京では大人になってからではできないお仕事をすることができて、良かったです。また冬休みに、友達と行くことができればいいなと思います。

voice
03



大島町立さくら小学校
6年 高田柑菜さん

とても勉強になった租税教室では、学校や病院などが税金でできていることを知りました。1人1人が少しずつお金を出して私たちに必要なものを建てているという仕組みに納得し、税金はかせないものだと思います。

思い出に残っているキッザニア東京の税務職員アクティビティは、自分が税務職員になって、お店の物の値段の税金が正しいかを確認していくお仕事でした。このお仕事を、税金が正しくないと困ってしまうので、お店を営んでいる側は間違いのないように気をつけ、税務職員さんは小さなミスも見逃さないようにすることが大切だと思います。



御蔵島村立御蔵島小中学校
澤田純二校長より
御礼のメールをいただきました。

メールで失礼いたします。
先日は、子ども達に貴重な体験をさせていただき、ありがとうございました。
5年生は、「税の勉強ができてよかった」と、帰島した折の解散式で発表していました。4年生も、他校の子供たちの交流がとても楽しかったようです。参加した生徒の中に、普段は話すことが苦手な生徒もいましたが、帰ってきてから積極さが確実に高まったと思います。

空いた時間に、4年生の社会科の学習として中央防波堤や水道歴史館、6年生の見学として、皇居東御苑や昭和館の見学を行いました。これも島ではできない学習なので、有意義でした。

来年度も、できれば参加させていただきたいと考えています。その際、お役に立てることがありましたら、お申し付けください。本当にありがとうございました。

【2014 TAX WEEK「税を考える週間」協賛】

東京諸島と港区の小学生児童限定『税と社会の仕組みを知る』特別交流事業にあたり

11月12日、13日、「租税教室事業」に「キッザニア東京での職業体験」を加え、東京諸島と港区の小学生児童同士の交流機会を創出し、税の大切さや社会の仕組みを正しく理解してもらい、将来に向かっての夢を育むことを支援する「特別交流事業」を実施いたしました。

それに先立ち、小学生児童の皆さんにとって真に意義のある、

そして魅力ある特別交流事業として成立させるため、寄附金が必要となりました。

そこで『税と社会の仕組みを知る』特別交流事業のための特定寄附金をお寄せいただくようお願い申し上げ、多くの会員・地域企業の皆様からご賛同いただきました。

【特定寄附金総額】

106件／500口／1,500,000円

《内訳》①3,000円×498口、5,000円×1口、1,000円×1口 ②法人100社、個人6名

【収支決算書(仮決算)】

収支差額実績 ▲312,127円(収支差額予想額▲1,000,000円)

＝収入実績1,500,000円-支出実績1,812,127円(仮決算)

※収入＝特定寄附金 ※主な支出＝東京諸島からの参加旅費、キッザニア東京チケット代、広報費

当会への寄附金は所得税(個人)、法人税(法人)の優遇措置が受けられます。

当会は、東京都知事から「公益社団法人」としての認定(認定日は2012年(平成24年)3月22日、法人登記日は同年4月1日)を受けておりますので、当会への寄附金には、特定公益増進法人(※)としての税法上の優遇措置が適用され、個人の方の寄附につきましては、確定申告の際に所得控除を、法人様の寄附につきましては、一般に対する寄附金とは別枠の損金算入をご利用頂けます。

※ すべての「公益社団法人は、特定公益増進法人と位置づけられています。

【受領証明書の郵送】

- 今後、当会に寄附をお寄せいただいた場合、寄附金が入金されたことを確認した後、「寄附金受領証明書」を郵送いたします。
- 当会が募集する寄附金は、所得税法78条および法人税法37条4項該当の寄附金控除の対象となりますので、「寄附金受領証明書」は大切に保管してください。

【寄附金控除の申告】

- 確定申告時に対象となる金額を記載し、当会の発行する領収書(寄附金受領証明書)を添付する必要がありますので、必要書類の発行は当会事務局までお問合せください。
- なお、税制は都度変更されていますので、申告の詳細についてはお近くの税務署にお問合わせください。

ご賛同いただきました皆様に心より御礼申し上げるとともに、お寄せいただきました寄附金につきましては当会の「寄附金等取扱規程」に則り、本誌でも報告しております『税と社会の仕組みを知る』特別交流事業に有効に使わせていただきました。

特定寄附金をお寄せいただいた皆様

(御社名(個人の場合は「御芳名」)のみ掲載させていただきます。)

総額：6名100社 500口 1,500千円

浅沼 モトカ	内田 裕一	嘉納 修治
高木 正夫	馬場 恵夫	旭紙業(株)
(株)アザヤカコンサルティング	(労務)アシストワンはとり	(株)井口鉄工所
(有)石井運送店	泉建設(株)	伊岳商事(株)
宇賀神電機(株)	英和商事(株)	エクセン(株)
(株)エヌゼットケイ	(一社)大島観光協会	(株)大和田
笠井設計(株)	(株)カナデンプレイン	カワセ印刷(株)
(株)木村商店	(株)栗原洋紙店	(株)経済界
(株)公益社 高輪営業所	光和商事(株)	(有)互幸ビルド
(株)コシダ	(株)小太刀製作所	(株)サカエ
(株)サルーテ	三栄(株)	(株)サンフリート
(株)サンリツ	(株)三立エース	(株)シーバコーポレーション
システムプラザ(株)	七島信用組合	芝信用金庫
(有)芝大門ホテル	清水特殊鋼(株)	(株)春秋社
(株)新橋亭	新興運輸倉庫(株)	新橋商事(株)
(株)新橋商会コーポレーション	(株)スイファ	(有)末げん
(株)スギハラサービスクリエイツ	(株)鈴木鋼商店	(株)第一工芸社
(株)第一製版	(株)大成企業ビル	大誠不動産(株)
大東京不動産(株)	大同生命保険(株)東京支社	大丸不動産(株)
(株)タシロコム	(株)田中建設	(有)築穴商店
(株)椿	ティーエム工業(株)	電音エンジニアリング(株)
(株)電波タイムス社	東海汽船(株)	学校法人東京聖徳学園
東京倉庫運輸(株)	東京通信電設(株)	東京トヨタ自動車(株)
東京放送(株)	(有)新島燃料店	日工建設(株)
(株)日本カーゴエクスプレス	日本磨料工業(株)	(株)ヌーヴェルテック
萩原バルブ工業(株)	八丈交通(株)	八丈島酒造合名会社
八丈郵便通送(株)	(株)八芳園	馬場商工(株)
(株)はやと企画	原工具(株)	原沢製薬工業(株)
萬歳工業(株)	ファミリー物産(株)	(株)プロシード・ビジネスサービス
(株)文銭堂本舗	(有)ベビー商会	ホワイテプロダクト(株)
(株)まこと印刷	(有)三田宮川	(株)MIT
みなとアドバイザーズ(株)	(株)ミナト・メディア	山内電気(株)
(有)山田屋	(株)ユーディーエンタープライズ	(有)ユウプリント
(株)ユニック	(株)ヨコハマタイヤガーデン港	吉見商事(株)
(株)ライトピア・インテリジェント・システム	理研機器(株)	LECOジャパン合同会社
匿名希望者1名		

- (株)新正堂より羊羹40名分をご提供いただきました。
- 本村小学校PTAより東京諸島の子ども19名分のペットボトル飲料とタオルをご提供いただきました。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成は、 国税庁ホームページの便利な「確定申告書等作成コーナー」で!!

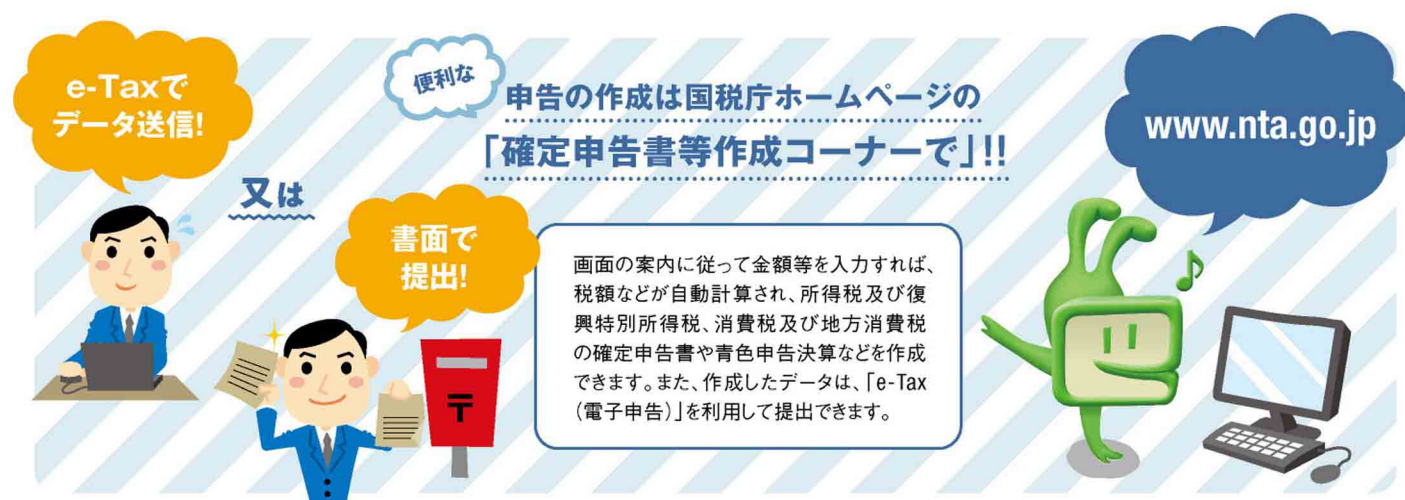
平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、平成27年2月16日(月)から同年3月16日(月)までです。なお、還付申告は、平成27年2月15日(日)以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。)

申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

※還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税」欄の記載が必要となります。

「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができますので、ぜひご利用ください。作成したデータは、e-Taxを利用して提出することができるほか、印刷した「書面」により提出することもできます。



「国外財産調書」の提出制度について

平成24年度の税制改正により、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく制度(国外財産調書制度)が創設され、平成26年1月から施行されています。

1 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者(「非永住者」の方を除きます。)の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方です。

2 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています(いずれも「邦貨換算」)。

3 提出期限(平成26年12月31日分)

平成26年12月31日における国外財産の保有状況を記載し、平成27年3月16日(月)までに提出していただくことになります。

4 その他の措置

国外財産調書の提出制度には、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について加算税の加重・減算措置が設けられており、また、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為については罰則が適用されます。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

1月広報予定事項短縮版

【1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)】

平成27年1月1日現在、23区内に償却資産を所有している方は、申告が必要です。平成27年2月2日(月)までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告してください。申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます。詳細は、HPまたは下記問合先へ。

お問い合わせ先

- 償却資産について ◎資産が所在する区にある都税事務所 港都税事務所 ▶ TEL.03(5549)3800(代表)
- 電子申告について ◎eLTAXヘルプデスク ▶ TEL.0570-081459

【中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～】

都では、中小企業者が行う省エネ設備等の取得を支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。詳細は、東京都主税局HP「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください。

お問い合わせ先

- 中小企業者向け省エネ促進税制について
- ◎所管都税事務所の各税目担当係
- 港都税事務所 ▶ TEL.03(5549)3800(代表)
- 主税局課税部(法人) ▶ TEL.03(5388)2963
- 主税局課税部(個人) ▶ TEL.03(5388)2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器について ▶ TEL.03(5388)3408

【法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正について】

平成26年度税制改正により、法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正が行われました。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。詳細は、東京都主税局HPをご覧ください。下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

- ◎所管都税事務所の法人事業税係
- 港都税事務所 ▶ TEL.03(5549)3800(代表)
- 主税局課税部法人課税指導課 ▶ TEL.03(5388)2963

【都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください】

口座振替は、預貯金口座から納期の末日(納期限)に自動的に納税できる制度です。開始月の前月の10日(土・日・休日にあたるときはその翌日)までにお申込みください。

●口座振替が利用できる都税

個人事業税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋、償却資産)*

※23区内に所在する資産が対象です。ただし、随時課税分を除きます。

詳細は、下記問合先へ。

お問い合わせ先

- ◎主税局徴収部納税推進課口座振替係 ▶ TEL.03(3963)2177